

第3回北区基本構想審議会 議事録

日 時：令和4年5月27日（金）午後6時30分～午後8時26分

場 所：北とぴあ13階 飛鳥ホール

出席者	加藤 久和会長	岩崎 美智子副会長	
	青山 匡史委員	新井 雅美委員	内海 千津子委員
	中嶋 みどり委員	新留 美哉子委員	野口 雄基委員
	大塚 麻子委員	岡本 百合子委員	織戸 龍也委員
	渋谷 伸子委員	下山 豊委員	永沢 映委員
	平井 久朗委員	葉山 相也委員	増田 幹生委員
	丸山 吉栄委員	水越 乙彦委員	森 将知委員
	森口 智志委員	いながき 浩委員	大島 実委員
	戸枝 大幸委員	名取 ひであき委員	阪口 毅委員
	高橋 儀平委員	村上 公哉委員	山本 美香委員

1 開 会

2 分野別の20年後の望ましい姿について

3 「中間まとめ」（案）について

4 その他

5 閉会

議事要旨

○事務局

皆様、こんばんは。では、時間になりましたので、ただいまから、第3回北区基本構想審議会を開催させていただきます。

本日も大変お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

依然、コロナ禍ではございますが、席と席の間隔を開けるなど、しっかりとした感染防止対策をしながら、対面での会議を進めさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、会議に先立ちまして、委員の変更がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

北区体育協会会長、葉山相也委員でございます。4月22日付で委員をお願いしております。

続きまして、5月20日付で北区議会内の役職の変更があり、区議会議員の方の委員変更もございましたので、ご紹介をさせていただきます。

北区議会、副議長の大島実委員でございます。

続きまして、北区議会では基本構想の策定を所管いたします企画総務委員会副委員長のいなぎ浩委員でございます。

各委員より挨拶

○事務局

ありがとうございます。

以上、3名の委員の方を今年度新たに選任させていただきました。どうかよろしくお願いいたします。

続いて、本日の欠席委員でございますが、1名の委員から欠席のご連絡をいただいております。

また、本日、審議会名簿とA3判の「中間まとめ（案）など意見」といった資料を席上へ配付しております。

それでは、会長、進行のほど、よろしくお願いいたします。

○会長

皆さん、こんばんは。本日もお忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

これまで三つの部会で、非常に熱い議論が活発に展開されたと伺っております。本日、北区の20年間を想定する基本構想の中間まとめ（案）を議論することになりました。ぜひ、活発なご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速会議を進行いたします。

本日の議題は、「分野別の20年後の望ましい姿について」、「中間まとめ（案）について」、「その他」の三つです。

まずは、分野別の「20年後の望ましい姿」について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、分野別の20年後の望ましい姿について、ご説明をさせていただきます。
分野別の望ましい姿の対照表をご覧ください。

本日は、4月の各部会でいただきましたご意見を反映し、修正した部分を中心に説明をさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

まず、「人権・多文化・男女共同参画分野」についてご覧ください。

(2)の人権・性の多様性・多文化共生の望ましい姿でございます。

委員から、『(2)の「差別・偏見のない地域社会」という表現と、(3)の男女共同参画の「固定的な役割分担意識が払しょくされ」の表現を比べると、(2)に強さを感じず、例えばLGBTQ、SOGIについて、こうした言葉も必要ない時代になっている20年後であるべき』とのご意見をいただきました。

意見の趣旨を踏まえまして、(2)の「差別・偏見のない地域社会」という表現を削除したところでございます。また、「誰」という漢字表記を、中間まとめも含めて、全ての文章で平仮名表記とさせていただきます。

あわせて、「輝き続けられる」を「輝ける」とし、こちらも中間まとめ(案)も含め、全ての文章の表現を整え、変更してございます。

続いて、(3)の男女共同参画の望ましい姿でございます。

望ましい姿の状態の実現については、『区と区民が協働することを前提としておりますが、主語がないと文章として分かりづらい』とのご意見を各部会でいただきましたので、「だれもが」と追記しているところでございます。

続きまして、地域振興分野の望ましい姿をご覧ください。

(1)のコミュニティ活動の支援の望ましい姿でございます。

委員から「多様な主体」の例示について、当初案の例示が『行政主体のように見えるため、望ましい姿の(1)⑥の意見に例示を合わせるべきでないか』というご意見をいただきました。

「多様な主体」については、他の施策の「望ましい姿」でも使用しており、例示し尽くすことが非常に難しいため、共通しての例示は削除させていただいております。

また、委員から「課題解決」という表現について、『ネガティブな表現に聞こえるが、課題解決こそが地域にとってよい機会であり、可能性だと思うので、ポジティブな表現へ変更できないか』とのご意見をいただきました。

意見の趣旨を踏まえ、「地域課題に取り組み」という文章表現に変更させていただいております。

この他、「地域が活気づいています」の「地域」という表現を、もう少し広い範囲の概念である「まち」へ変更し、二つ目の文章について、漢字の表記や分かりやすい文章表記にするため、部会長と相談し、微修正しているところでございます。

続いて、地域振興の(2)のコミュニティ環境整備の望ましい姿についてです。

委員から『地域活動の場の「場」について、場所なのか、電子的な空間を含むのか』というご意見をいただきました。どちらの意味合いも含むため、表現を変更しています。

また、当初案では、『コミュニティが「自然」と形成されています』としていましたが、「自然と」というのが理想ではありますが、少し現実的な表現ではないため、こち

らも部会長と相談し、修正をしたところです。

続いて、対照表の2ページをご覧ください。

産業振興の分野（2）の「モノづくりの振興」の望ましい姿についてです。

こちらは、部会では、特に意見をいただかなかった文章ですが、「先端技術」について、モノづくりの振興だけでなく、全ての施策に共通して活用していくことが前提となるため、削除させていただきました。また、「販路拡大」や「産学・企業間連携」など具体的な施策となる手段が記載されており、将来像としては細かな視点であるため、他の施策とのバランスも考慮し、部会長と相談し、修正しています。

次に、産業振興分野の（3）「生活サービス産業の育成」の望ましい姿についてでございます。

こちらは、部会長をはじめ、多くの委員から意見をいただきました、「北区らしさ」についてです。

「北区らしさ」の定義づけが様々であるなかで、『この施策のみ、あえてこの表現を使っており、読み手に分かりづらい表現である』とのご意見を踏まえ、文章を変更させていただきました。

続きまして、地域文化・生涯学習・スポーツ分野の望ましい姿の（1）「地域文化の望ましい姿」です。

こちらは、部会では、特に意見をいただいておりますが、事務局で再考した結果、分かりやすい文章にするため、地域文化の「文化・芸術」と「歴史文化」の文章を分けることとし、こちらも部会長と相談をし、修正をさせていただきます。

次の（2）「生涯学習」の望ましい姿ですが、こちらも『主語がなく、文章として分かりづらい』とのご意見がありましたので、各部会での意見を踏まえ、「だれもが」を追記したところでございます。

続いて、対照表の3ページ「観光・シティプロモーション分野」の（1）「観光」の望ましい姿の文章です。

こちらも、『主語がなく、文章として分かりづらい』というご意見を各部会でいただきましたので、「多様な連携」を「多様な主体との連携」へ変更させていただきます。

次に、「子ども・家庭分野」の20年後の望ましい姿でございます。

こちらの（1）の子育て支援の望ましい姿、こちらをご覧くださいませでしょうか。

こちらは、特に意見をいただいておりますが、部会での意見を踏まえ、と、「個々の状況」という表現よりも「それぞれの家庭状況」のほうが適した表現と考え、部会長と相談し、修正をさせていただきます。

続きまして、（2）「子育て環境」の望ましい姿です。

当初案では、「子育ての環境」の中に、保護者目線の「保育園や学童のように子どもを安心して預けることができる環境」と、子ども目線の「自由に運動や交流ができる環境」の話が混在している文章となっております。部会での意見を踏まえ、一つ目の文章を保護者目線、二つの文章を子ども目線の環境整備と主体を分け、分かりやすい文章とするため、部会長と相談し、修正をさせていただきます。

続きまして、「学校教育分野」の（1）「個性尊重の教育」の望ましい姿です。

まず、一つ目の文章ですが、事務局で再考した結果、少し抽象的な表現であった「多

様な他者との協働」を「多様な他者との協働的な学び」へ、さらに20年後の望ましい姿を描き、未来志向を全面に押し出すため「自分らしく生きていく力」を「未来を切り拓く力」へ、部会長と相談し、修正をさせていただきました。

次に、二つ目の文章ですが、こちらは、委員から『「楽しく学校生活を送ることができています」の表記に違和感があり、いじめ、不登校など、学校に限らず、いろいろな機会があつて、個性を尊重する教育を受けられる環境がある』という意見をいただきました。

意見の趣旨を踏まえ、「楽しく学校生活を送ることができています」という文章を「教育を受けることができています」へ変更しております。

続きまして、対照表の4ページ、「学校教育分野」の(3)「地域との連携」の望ましい姿の文章です。

特に意見をいただいておりますが、「社会の一員」という少し定義の広い表現としていたため、「地域の一員」に変更し、他の施策の望ましい姿とバランスを合わせることにさせていただきました。

続きまして、「健康・医療分野」の(1)「健康寿命の延伸」の望ましい姿については、委員から『「身近な場」という表記は、20年後の望ましい姿であるならば、場所や時間を選ばずに、健康づくりに取り組む視点が見えたほうがよい』とのご意見をいただきました。意見の趣旨を踏まえ、「身近な場」という表記を「いつでも」へ変更しています。

次に、委員から『「だれもが健康であることを実感しながら」という表記は、健康でない方もいるので、そういった方への配慮が必要ではないか』というご意見をいただきました。意見の趣旨を踏まえ、「だれもが健康であることを実感しながら」という文章を「自分らしい健やかな状態を保ちながら」へ変更しています。

続きまして、「高齢・介護分野」の(1)「高齢化対策」の望ましい姿です。

特に意見をいただいておりますが、冒頭の文章「地域の中で」という表記が限定的な表現であるため、削除させていただきました。

また、「幸せ」という表記がこの施策のみで使われており、それぞれの幸せがあると思いますが、記載があることで重く感じる方もいるかもしれないこと、他の施策とのバランスをも考え、部会長と相談後、削除させていただきました。

続いて、「高齢・介護分野」の(2)「支援体制」の充実の望ましい姿です。

こちらは、委員から『(2)と(3)で「住み慣れた地域」という表現が重なっている』というご指摘をいただきました。「(2)支援体制の充実」から表記を削除し、文章を少し組み替えさせていただきます。

続いて、対照表の5ページ、(3)「認知症支援」の望ましい姿です。

特に意見をいただいておりますが、分かりやすい文章となるよう、部会長と相談し、修正をさせていただきます。

次に、「障害分野」の(1)「支援体制の充実」の望ましい姿です。

こちらは、まず、副部会長から、『障害がある方が常に「支援を受ける」という話になってしまっているため、障害のある方の社会参加、自立などを全面に出した表現にできないか』というご意見をいただきました。また、委員からも、『「支援を受ける」か

らスタートしているので、ネガティブな印象を受ける』とのご意見もいただきました。

意見の趣旨を踏まえ、文章全体を組替え、障害がある方の主体性を大切にする文章へ変更いたしました。

次に、(2)「こころのバリアフリー」の望ましい姿です。

こちら『主語がなく、文章として分かりづらい』とのご意見を踏まえ、「だれもが」を追記しています。また、(1)同様、「社会」という少し定義の広い表現をしていたため、「まち」という表現へ変更しています。

続いて、「権利擁護・生活支援分野」の(1)「権利擁護」の望ましい姿については、委員から『「成年後見人」に絞らず、もう少し対象が広くてもよいのではないか』というご意見をいただきました。また、委員から『「成年後見人」というワードが分かりにくい』というご意見をいただきました。部会長からは、『「互いに気かけあう関係性」という表現が少し言葉を選べるとよい』とのご意見をいただいています。

意見の趣旨を踏まえ、主体を「高齢者や障害者、自分自身で十分な判断をすることが難しい方」とし、また「互いに気かけあう関係性」を「互いに気かけ、声をかけあえる関係性」へ表現を変更するとともに、二つの文章をまとめて、一つの文章へ変更させていただきました。

続きまして、対照表の6ページ、(2)「家族への支援」の望ましい姿です。

こちらは、委員から、『仕組みが整っていても、申請主義というところもあり、使えないとなかなか区民はそれのメリットを享受することができないところがあるので、仕組みが整って利用できるというところまで、記載したほうがよいのではないか』というご意見をいただきました。意見の趣旨を踏まえ、文末を「支援を受けられる仕組みが整っています」を「支援が受けることができます」へと変更させていただきました。また、「多様な主体」については、他の施策同様、例示は削除させていただいたところ です。

続きまして、「防災・防犯分野」の(1)「強靱なまちづくり」の望ましい姿です。

こちらは、副部会長から、『「交通やインフラが遮断されることがない」というのは現実的ではなく、言い切ることはできないのではないか』というご意見をいただきました。そこで、「遮断されることがない」を、「遮断に備え」という表現へ変更させていただいております。

次に、(2)「地域防災力の向上」の望ましい姿についてです。

こちらは、委員から『「行動が図れ」という表現が、命令的に見える』というご意見をいただきました。そこで、「行動が図れ」を、「行動を図るとともに」という表現へ変更し、漢字の表記も修正をさせていただいたところ です。

次に、(3)「地域安全・安心の確保」の望ましい姿についてです。

こちらは、意見をいただいておりますが、主語がない文章であったため、「地域全体で」を追記しています。また「先端技術」については、全ての施策で活用することが前提となるため、部会長と相談し、修正をさせていただいたところ です。

続いて、対照表の7ページ、「都市計画分野」の(1)「都市づくり・まちづくり」の望ましい姿です。

こちらは、副部会長から『文章中段で区切った「まちづくり」の部分と、文末の「ま

ちとなっています」という文章に違和感があるということ、「先端技術の活用」の表記が文章の中で、唐突に出てくる感じがある』というご意見をいただきました。「先端技術」については、全ての施策で活用することが前提となるため、削除させていただきました。また、必ずしも施設のみを捉えた集約化ではなく、機能を集積するという意味での集約化もあるため、「施設」の表記も削除し、全体の文章がつながるように修正させていただいたところでございます。

次に、(3)「景観形成」の望ましい姿です。

こちら副会長から『「国籍や世代をこえた人々」という表現が限定的な表現に見える』というご意見をいただきましたので、表記を削除させていただきました。

続いて、「道路・交通分野」の(1)「体系的な道路ネットワークの構築」の望ましい姿についてです。

こちら『主語がなく、文章として分かりづらい』というご意見を踏まえ、「人やモノが」を追記させていただいています。

次に、(2)「安全で快適な交通空間の形成」についての望ましい姿です。

委員から、『近年、キックボードなどもあるので、自転車以外の交通手段についても言及すべきではないか』というご意見をいただきました。そこで、「歩行者、自転車等」と、「等」を追記しています。また、「先端技術」については、他の施策同様、削除をさせていただきました。

続きまして、対照表の8ページ、(3)「利便性の高い移動手段の確保」についての望ましい姿です。

こちらは、特に指摘をいただいておりますが、「気軽に」を「容易に」へ変更しています。ニュアンス的には「気軽に」が適していますが、「容易に」使える移動手段としたほうが「利便性」につながる表現として妥当であると考え、部会長と相談し修正をさせていただいています。

次の「住宅・公園河川分野」については、修正はございません。

次に、「環境共生・環境保全・資源循環分野」の(2)「資源循環」の望ましい姿についてです。

特に意見をいただいておりますが、望ましい姿の状態を実現すること、区と区民が協働することが前提となるため、主体の記載について、部会長と相談し、修正をさせていただいています。対照表についての説明は以上です。

続きまして、望ましい姿の最後のページ、「区政運営について」をご覧ください。

こちらは、政策検討シートによるご意見をいただいておりますが、事務局で各部会においていただいた区政運営に関わる意見をまとめた資料です。

区政運営の(1)「協働・情報」の①から③では、主に「住民参加」についてのご意見をまとめています。また(1)の④、⑤では、「交流人口」や「関係人口」について、⑥から⑩では、「公民連携などの多様な主体との連携」について、⑫から⑭は、主に「情報の発信」についてまとめたところです。

次の(2)では「行財政運営・経営改革」についていただいた意見をこちらで記させていただき、(3)の「人材育成・組織・デジタル化」の①と②については、主に「人材育成」について、③から⑨では「行政のデジタル化」について意見をまとめています。

以上、簡単ではございますが、各分野の望ましい姿の修正点を中心に説明をさせていただきました。中間まとめ（案）は、この後、説明をさせていただきますが、皆さんに各部会でご議論いただき、導き出していただきました望ましい姿の文章を受けて、部会単位の目標を達成するための考え方を記載しているところです。

また、区政運営分野については、説明をさせていただきました区政運営についてのご意見も参考に、中間まとめの（案）を作成しています。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

活発な各部会でのご議論を基に、ご説明をいただきました。これらの望ましい姿を受け、基本目標を達成するための考え方が、これから中間まとめ（案）に記載されているということになります。

なお、望ましい姿については、部会を超えて様々なご意見があろうかと思いますが、それぞれの部会でご了解いただいているということですので、一旦ここでは、望ましい姿については、ご意見はいただかず、望ましい姿については、中間まとめの文章を検討する中で、また調整させていただければと考えております。

ご意見がございましたら、事務局から中間まとめ（案）の報告をお聞きいただいた上で、後ほどご意見をいただくか、事務局へ後日ご連絡をいただければと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、次に、中間まとめ（案）について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

「北区基本構想中間まとめ（案）」について、ご説明をさせていただきます。

中間まとめ（案）は、基本構想審議会の議論を踏まえ、各種ワークショップ、区民意識意向調査、WEBアンケートなども参考に基本構想の体裁を考え、まとめたものです。

「目次」のとおり、（１）背景と目的、（２）基本的な考え方、（３）理念、（４）将来像、（５）基本目標、（６）区政運営、（７）全体像で構成しており、全体の構成は、現構想を参考としております。また、簡易で分かりやすい言葉や文章になることを意識し、作成をしているところです。

１ページに、お示しのように、中間まとめ段階では、文章は全て箇条書とし、単元に何項目あるか、一つ一つの文章が長くないかなど、客観的に文章を精査したいと考えています。

まず、１ページの（１）「背景と目的」の文案作成の考え方についてですが、現基本構想策定後の北区を取り巻く社会経済動向の変化と、北区への影響の最新動向を整理しています。

箇条書の三つ目「今後の社会」では「新たな技術の活用は、暮らしを支え、今後も生活に彩りを与えてくれること」、「人口」の部分では「人口減少や少子高齢化は、経済規模の縮小、財政圧迫、雇用や労働環境による生活への影響、地域コミュニティの活力の低下なども懸念されること」、ほか「気候変動による台風の大型化、豪雨、酷暑、脱炭素への取組、首都直下地震への対応」、「新型コロナウイルスの流行により、新生活

様式、価値観が大きく変化したこと」を記載させていただいているところです。

こうした変化に対応するため、新しい基本構想が必要であることを箇条書の八つ目以降で記載をさせていただいております。

「将来の予測が困難な時代においても、持続可能なまちにするために区政運営が必要であること」、「将来像の共有、そして、だれもが暮らしやすく、だれ一人取り残されない北区をつくり上げていくことが不可欠であること」、箇条書の最後「より一層住みよい魅力あるまちとなるよう、新たな基本構想を策定し、今後の北区が目指すべき姿を定めます」により、文章で結んでいます。

続いて、2ページの(2)①「意義と役割」についての文案作成の考え方ですが、「意義と役割」は普遍ということで、記載の四つのフレーズは、前回の構想、昭和56年でも使われており、若干時代の変化に合わせた表現にしているものの、新基本構想でも踏襲をしていく予定です。

一つ目は、区民と区がともに達成すべき北区の将来の目標を明らかにするとともに、目標を達成する方法についての基本的な考え方を示したもの。

二つ目が、区政の基本的指針であるだけでなく、国、都、その他の公共団体などが、北区に関連する計画の策定や事業の実施に当たって尊重すべきもの。

三つ目は区民の憲章というべきものであり、区民と区が協働して達成することを前提としていること。

四つ目の北区に居住する人だけでなく、北区で働き、学び、憩い、活動する人、団体、事業者なども広い意味での区民として含むものとする。

この四つでございます。四つ目で定義をいたしました「区民」ですが、1ページ目も含め、この後の文章に出てくる「区民」については、「北区民」だけでなく、広い対象であることも意識して、文章を作成しています。

次に、②の将来人口の見通しの文案作成の考え方です。

現基本構想では、人口については、平成27年から平成32年頃には、30万人台を下回り、20万人台後半になるものと推計し、「ファミリー世帯が住みやすい環境づくりを進め、少しでも均衡のとれた人口構成をめざします」と明記しています。

一方で、基本構想で人口についての目標を明記している自治体は少数というのが現状でございます。将来人口に基づき、人口規模に合った行政サービスを展開するために、新たな将来像を導き出すことが前提となるため、人口目標は掲げないものの、人口の見通しは構想に必須であると考え、見通しのみを記載しています。

次に、③の目標年次と推進のための計画についてですが、令和22年、2040年頃を目標年次とし、構想の位置づけを対外的に分かりやすく示すために、簡単な体系図も作成しているところです。

次に、3ページをご覧ください。こちらは、理念の文案作成の考え方についてですが、現基本構想の理念の「平和と人権の尊重」「区民自治の実現」「環境共生都市の実現」の3項目の基本的な考え方は不変ですが、時代の変化に対応した表現となることに留意し、項目名と説明文を作成しています。

①については、「平和と人権の尊重」を「平和と人権・多様性を尊重するまちづくり」へ、ここでは、特に二つ目の箇条書で、多様性を意識した文章を作成しております。

また、②の「区民自治の実現」を「区民による主体的なまちづくり」へ、この理念については、内容自体に大きな変更はございませんが、「区民自治」という言葉が最近使われていない言葉であるため、分かりやすい表記へ変更をしています。

最後に、③の「環境共生都市の実現」は「持続的な発展が可能なまちづくり」へ、現行の理念は、自然環境を特に意識した理念としておりますが、新たな理念ではSDGsの考え方を、特に三つ目の箇条書で意識して作成をしています。

また、3項目の理念、全て「～のまちづくり」という体言止めで作成をしています。最終ページの13ページをご覧くださいませでしょうか。

理念や、この後、説明をいたします「将来像」「基本目標」「区政運営」の位置づけが、文章だけでは分かりづらいため、基本構想の全体像を作成しています。3ページの冒頭で定義づけているように、基本構想全体を貫く根本的な考え方である理念は、どの目標を達成するためにも、必須の考え方であるため、「将来像」「基本目標」「区政運営」について、理念で全体を包んでいます。また「将来像」を「基本目標」と「区政運営」で達成するため、将来像を支えるイメージで全体像を作成しております。

そして、「基本目標」がひし形、丸、四角の様々な形であることで、多様性を意識しており、外枠は、北区の象徴である桜としているところです。

イメージレベルでの話になりますが、記号に意味を持たせるなら、コミュニティや多様性分野を配置している基本目標1をひし形とし、形に捉われない自由さをイメージしています。また、福祉・教育分野を配置している基本目標の2には、丸を記号とさせていただきます、子どもから高齢者の笑顔をイメージしています。そして、まちづくり、安全分野を配置している基本目標3は四角とし、安全・安心をしっかり支える土台をイメージしているところです。

中間まとめ（案）の4ページへお戻りいただき、「将来像」の文案作成の考え方についてです。

現基本構想で掲げた考え方を踏まえ、新たな視点を加えた将来像を2案、作成しています。

案の作成にあたっては、アンケートやワークショップの北区のイメージ、北区の将来像で多数の意見を占めた「便利」「住みやすい」「活力・にぎわい」「自然・みどり」「安全・安心」というワードを意識して文章を作成しています。

また、審議会の部会の中では、「つながり」、「コミュニティ」というワードを多くの委員の方から意見としていただきました。これらのワードも意識して文章を作成しています。

現基本構想の将来像の一つ目の箇条書にありますように、「ともにつくり未来につなぐ、ときめきのまち、人と水と緑の美しいふるさと北区」これが現構想の将来像でございます。

現構想における将来像の主なキーワードとして、「出会いと交流、新しい文化、新しい魅力の創造、活力のあるときめきのまち」また「尊重し合うこと、いきいきと暮らす、人と自然が共生、ゆとりとうるおい、誇りと愛着、定住化」などの意味がこの将来像には込められております。

これらのキーワードも踏まえつつ、今回作成しました将来像の新たな視点として、

「多彩な」「彩り」というワードで多様性を意識し、「人も」「まちも」躍動していくこと、そして、まちに主体的に関わりたいと思う人が増える「シビックプライド」の考え方、また、言葉としての新鮮さはありませんが、安全・安心、笑顔という、現将来像にはないワードを盛り込んでいる案を二つ作成しているところでございます。

4 ページのそれぞれの案について、簡単に説明をさせていただきたいと思えます。

まず、案1をご覧ください。

案1の将来像のキャッチフレーズの、「だれもが」ですが、先ほど説明をいたしました理念の「だれもが暮らしやすく、だれ一人取り残さない」をイメージしておりまして、「彩り」については、年齢、性の在り方、障害の有無、国籍にかかわらない多様性を意識しているところでございます。

また、「豊かに」については、心の豊かさだけでなく、経済的・物質的な豊かさも、「躍動する」は、人もまちも北区全体が将来に向けて力にあふれ、いきいきと活動しているさまをイメージして作成をしています。

案1の箇条書の1行目の「利便性」は、主に交通や商業などをイメージしたワードを使っています。

また、2行目の「機能」は、主に防災、福祉、医療、教育などをイメージしています。

そして、利便性ととも、各種のアンケート調査などで、北区のイメージや将来像で最も多くの意見を占めました「住みやすさ」、こちらで文章を結んでいるところです。

案1の箇条書の二つ目をご覧くださいませでしょうか。

こちらの「また、人やまち」の「人」は、案2の箇条書の二つ目、「多彩な人材」、案2の箇条書の三つ目、「北区にかかわる一人ひとり」と同様に、北区民だけを表しているのではなく、関係人口も意識して、「人」と表現しています。

また、案1の箇条書の二つ目の文章全体は地域共生社会をイメージしており、また、「新たな価値」というワードは、産業や観光などをイメージしています。

次に、案2をご覧ください。

こちらは、案1とは少し別の切り口で作成をさせていただいています。案2の将来像のキャッチフレーズの、「笑顔とみどり」ですが、こちらも各種のワークショップで北区のイメージや将来像、多くの意見をいただいたワードであり、キャッチフレーズへ落とし込んだところです。

また、「誇りと愛着を持って暮らせるまち」ですが、案2の箇条書の二つ目の2行目をご覧ください。「まちに主体的にかかわりたいと思う人が増え」という文章で、誇りと愛着にととまらず、シビックプライドの醸成までを意識した文章を作成しています。

案2の三つ目の箇条書では、案1にはない歴史や文化について言及をしております。

最後に、案2の四つ目の箇条書については、「笑顔の花が咲く」という柔らかい表現で、文章を結んでいます。

次に、5 ページをご覧ください。

将来像を実現するための「基本目標」についてですが、審議会の三つの部会、「躍動」、「輝き」、「創出」の単位で、基本目標を掲げ、目標を端的に説明する概要文を作成しています。それぞれの目標の概要文では、将来像の説明文とリンクするワードも意識し、文章を作成しています。

5ページの案1の概要文では「つながり、活発、交流、新たな価値、にぎわい」、7ページの案1の概要文では「認め、支え、成長、いきいき」、9ページの概要文では「安全・安心、快適、みどり、うるおい」を将来像でも使っています。

なお、基本目標については、全て「～のまち」という体言止めで作成しています。

それぞれの基本目標を達成するための考え方については、5ページから10ページに列記しています。こちらは、部会単位でご議論いただきました20年後の望ましい姿を受け、目標達成に向けて、どのように取り組んでいくのかを文章化しています。

また、各政策の順番も、部会でご議論いただいたときと少し変更させていただいております。全て大切な政策ではありますが、基本構想を新たに作成するにあたり、より打ち出したい政策をトップに配置をしているところがございます。

中間まとめでお示ししました基本目標以下の政策の順番については、基本計画策定にあたって、施策の体系はこの順番とすることを想定しています。

なお、基本目標を達成するための具体的な施策については、全て基本計画で定めることとさせていただき、構想では、基本目標を達成するための大きな考え方を記載させていただいています。

今、ご覧いただきました5ページの将来像と、6ページ以降の三つの基本目標について、本日、案を二つご提案させていただいておりますが、本日もしくは後日、皆さんからご意見をいただき、6月に審議会へ提案する際には、一つの案にする予定です。後ほど、それぞれの案についてもご意見を頂戴できればと考えております。

次に、11ページをご覧ください。

区政運営についてですが、望ましい姿の資料でもご説明をさせていただきましたが、各部会で意見としていただきました「住民参加」「交流人口や関係人口」「公民連携」「情報発信」「人材育成」「デジタル化」などのワードも意識して、四つの中項目ごとに文章を作成しています。

まず、①の「区民との連携・協働の推進」の箇条書の一つ目です。関係人口も含んだ連携・協働の考え方や、公民連携の考え方について記載しております。

また、箇条書の二つ目、情報の発信や区民参画の箇条書の三つ目については、友好都市や他の自治体との広域的な連携について記載しています。

次に、②の「未来につなぐ持続可能な行財政運営」の箇条書の一つ目です。財政運営、行政運営、経営改革の箇条書の二つ目ですが、新公会計制度による分析やファシリテーターマネジメントの取組みなどについて文章化をしています。

次に、③の「区民から信頼される職員の育成・確保と柔軟な執行体制」の箇条書の一つ目と二つ目は、「職員の育成や外部人材の活用」について、12ページの上から二つ目の箇条書は、パンデミックなどの「危機管理対応」について記載しています。

最後に、④の「デジタル化による利便性の高い行政サービスの提供」の箇条書の一つ目です。「AIなどのテクノロジーを活用した行政サービス」について、箇条書の二つ目ですが「デジタル社会の構築」について記載しています。

中間まとめ（案）について、説明は以上です。よろしくお願いたします。

○会長

ご説明ありがとうございました。

今、事務局から中間まとめ（案）についてご説明をいただきましたが、ご覧のとおり、非常に分量も多いということもございます。丁寧な審議ということで、項目に分けて、委員の皆様方からご意見をいただきたいと考えております。

初めに、1ページの（1）新しい基本構想策定の背景と目的、2ページの（2）基本構想の基本的な考え方、まず、ここまでで止めさせていただき、この（1）と（2）につきまして、委員の皆様方からご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。どなたからでも結構ですので、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

○委員

2ページ目の（2）の基本構想の基本的な考え方で、①の基本構想の意義と役割について、そして上から三つ目のところで、言っている意味は分かりますが、「区民憲章ともいべきものがあり」というところ、少し違和感があります。

北区では、まだ区民憲章というべきものがないのではないかと。ここで区民憲章という言葉が出てくると、北区の区民憲章はどういったものか、という話になってしまうのではないかと、少し引っかかっています。

○会長

いかがでしょうか。

○事務局

2ページの（2）の①の三つ目の箇条書の区民憲章についてのご指摘です。

まず、区民憲章については、23区全体を見渡すと、半分ぐらいの自治体がつくっているところです。また、この区民憲章の定義については、各区ばらばらで、例えば江東区ですと「区民のあるべき姿」、目黒区ですと「まちづくりのために人間性の尊重、緑と水を守る」。こうした定義自体は、一定ではないというところです。

北区については、区民憲章はご指摘いただいたとおり、策定はしていませんが、これまで「基本構想＝区民憲章というべきもの」ということで、昭和56年の基本構想から現構想にかけて、継承してきたところです。

今回につきましても、基本構想について、北区では「区民憲章というべきもの」を引き継ぐ、というところで、このような文章とさせていただいています。

○会長

いかがでしょうか。今のご回答でよろしいでしょうか。

○委員

これは、ここで議論するようなことではありませんが、一応、北区では区民憲章がないということは知っておいていただきたい。ここで北区の区民憲章とは違う、ということをもう少しくまう言っておいただければと思います。

昭和56年というと、約40年前の話ですから、その頃から使っているということ自体が驚きですが。

○会長

それでは、事務局でも、改めてご検討いただければと思います。
ほかに、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

○委員

語句の確認をお願いしたいのですが、2ページの下の二つ目、「ただし、社会・経済情勢などの著しい変化を生じた場合は、適時見直す」と書いてありますが、「著しい」というのは、どのようなことを想定されているのでしょうか。

○事務局

「著しい変化」をこういう場合だったらというような具体的な定義づけというのは、なかなか難しいと考えております。定義づけてしまうことによって、この状態にならなければ基本構想について見直すことができないという縛りをつくってしまうとも考えております。ここは少し抽象的な表現にはなりますが、大枠でこの「著しい変化」という表現で文章化したところです。

○会長

どうぞお願いいたします。

○委員

感じ方といいますか解釈だと思いますが、著しい変化がなければ見直さないとも読める文言だなと思っていました。一つ提案ですが、例えば、「社会・経済情勢の変化に応じて、適時見直すことといたします」という形にさせていただいたほうが、より柔軟な基本構想の考え方になるのではないかなと。ご提案です。

○会長

それでは、ご検討いただければと思います。

○委員

2ページの①の基本構想の意義と役割というところです。

先ほどご質問がありましたが、「基本構想＝区民憲章」という感じがするので、このところをご検討いただいたほうがいいのではないかと、というのが1点。それから、四つの丸のところ最後に「あわせて、この構想における区民とは」とありますが、最初に「基本構想は区民と区が共に達成すべき」ともあります。最初の方に「この基本構想における区民とは」というように入れておいたほうが読みやすいような気がします。

○会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

実は、私も委員と同じで、最初に定義されたほうが分かりやすいなというのは感じておりました。

○事務局

ご指摘いただきました修正については、検討をさせていただきたいと思っておりますが、「区民について」は、前段の「背景と目的」のところの区民にも関わるので、あえてこの冒頭で定義づけても、全体を網羅することは難しいと考えています。基本構想の最たるものは、この一つ目の箇条書と認識しており、北区の将来の目標を明らかにするとともに、目標を達成する方法についての基本的な考え方、これが基本構想そのものの文章であるというところもあり、一番上にさせていただいています。

いただいた意見を踏まえ、修正等は検討させていただきたいと思っております。

○会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

この（１）、（２）は、とても大事なところではないかと思っておりますので、ぜひ、ご意見、ご質問がございましたら、お願いできればと思います。

○委員

（２）の、今ご議論いただいた区民の定義のところについて、地方自治法が定める住民は法人も含んでいるので、団体や事業者が出てくるのは当然としても、働く人や学ぶ人を含めて区民と捉えるというのは、２０年後の社会の在り方を捉える上で、すごく新しいと思った次第です。

その上、②の将来人口の見通しのところで、せっかくこのように区民を広く定義しているので、夜間人口だけではなく、昼間人口、関係人口についての見通しなどに触れられてもいいのかなと思いました。文字数とか、全体のバランスがあらうかと思っておりますので、その辺りはご検討いただければと思います。

○事務局

基本構想については、自区の将来人口や将来の人口構造について触れずに、構想を策定しているところが非常に多いのが現状です。全国的な人口の減少については、もちろん触れてはいるのですが、例えば２３区全体を見渡すと、人口の目標について触れているのは、平成１３年に構想の策定をしている千代田区だけです。そのため、昼間人口、関係人口についての見通しまで、踏み込んで構想を策定している区は、ないと認識しています。今いただきました趣旨も踏まえ、どういった内容を盛り込むことができるのか、検討させていただきたいと思っております。

○会長

ありがとうございました。

ほかにどなたかご質問等、ご意見はございませんでしょうか。

○委員

ご説明ありがとうございます。本当によく考えられて、言葉の一つ一つを丁寧に考えられているなと思いました。

1 ページのところ、新しい基本構想の策定の背景と目的ですが、致し方ないかもしれませんが、何となく背景とか目的が、少しネガティブな表現が多いなど。人口減、地球温暖化に伴う気候変動、首都直下型地震、それから新型コロナウイルスの感染。そういうことがあるから課題を解決するために、これをつくるということはあるかと思いますが。例えば少し前だとLGBTQの人のこと、障害者の人は一緒に共生社会ということも考えられなかったことが、変わってきているということはたしかだと思うので。一つだけ「テクノロジーの発展」ということでは、ポジティブな部分がありますが、もう少し何か新しい基本構想を策定する、この背景となるよさ、ポジティブな部分も書けるといいかと思いました。

○事務局

ご指摘いただいたとおり、現構想からの変化といったところで、やはり課題解決できていない部分について中心に文章化させていただきまして、その課題解決をするために、新たな将来像を区民の方と共有すると言った、そういう文章になっております。少しポジティブな表現ができるかどうか、検討させていただきたいと思います。

○会長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、今度は3ページの(3)基本構想の理念、そして4ページ(4)めざすべき将来像、ここの3ページ、4ページにつきまして、ご質問、ご意見、特に4ページの中では、二つの案が提示されているということも含めまして、ご意見をいただければと思います。

どなたからでも結構でございますので、ご意見、ご質問等をいただければと思います。

○委員

4ページの案1のところについて質問です。「誰もが住みよい」という言葉がありますが、先ほど話があったように、区民とは、居住する人だけではなく、働く人とか、団体、事業者という中で、あえてこの「住みよい」なのでしょう。下の一つ目、最後のところでは「住みやすさを感じるまち」とあり、どちらかという、北区に住んでいる人を意識した書き方だと感じたのですが、こういった言葉を使った意図とか背景があれば教えていただければと思います。

○事務局

先ほども少しお話をさせていただきましたが、区民意識意向調査、各種のWEBアンケート、またワークショップ、といったところも含めまして、北区の魅力、北区の将来

像といったところで、最も多く意見を占めましたのが、「便利で住みやすい」です。これを北区のイメージとして、多くの方が持たれているのと、将来像として必要である、というご意見をいただいたところでございます。

その中で、この「住みやすさ」については、もともと現基本構想からも引用しているところがありまして、1ページ目の一つ目の箇条書、「21世紀の北区を住みよい魅力あるまちにする」、これを平成11年、現基本構想を策定時に掲げているところです。今回、新たな基本構想を策定するにあたって、新たなものをつくるというよりも、まず、今の基本構想についても承継しながら、という考え方もあります。この「住みやすさ」について、「住みよいまち」を現構想で掲げていますし、また、区民のアンケート、ワークショップも踏まえて、冒頭の文章で使わせていただいたところです。

また、北区民以外の方については、案1の二つ目の箇条書以降で、関係人口についても触れさせていただいていると考えております。

○会長

よろしいでしょうか。

ここの質疑応答で、案1の案2どちらがよいかということを含め、ここで皆様方からご意見をいただくということによろしいでしょうか。

○事務局

多数決の必要はございません。案1、案2のこういうところがいい、案1、案2はこうしたほうがいいといったご意見をいただきたいと思いますと思っております。

○会長

このことを踏まえまして、委員の皆様方からこの案1、2についてのご意見、それ以外にも、3ページの基本構想の理念等についても、またご意見等を頂戴いただければと思います。

○委員

3ページの理念ですが、③の「持続的な発展が可能なまちづくり」の三つ目のところで、これはSDGsの視点を文章化したということで、SDGsという文言も入れることはできないのでしょうか。基本構想そのものが2040年を年次としておりますけれども、恐らくこれは、方向性としては、同じものだと思えるので、SDGsの文言は入れないのでしょうか。

○事務局

今回の基本構想については、2040年を目標にするといったところでございますので、SDGsの考え方は十分に踏まえつつも、SDGsといった言葉の表記はしないということで整理をさせていただいています。

○委員

今の委員の視点をちょっと引き継いでお話を聞きたいのですが、この「持続的な発展の可能なまちづくり」と書いてあるところでは、SDGsの開発目標の11番のサステナブルシティのところに念頭に置かれているのだろうと分かるのですが、「持続的な発展」という言葉が雑に使われているという印象です。

この②の二つ目のところで、「持続的な発展が可能なまちの実現に向けて～」と書いてありますが、ここでは「環境」のことしか述べていない。本来、この開発目標の11番のところは、経済・社会・環境、この三つに対する持続可能なことを国連の開発目標は述べているわけですが、この三つ目について読んでみると、「持続可能」という言葉が入っていない。これは解釈として、難しい文章になっているのではないかと思います。

ですので、SDGsのことを十分に織り込んで、その理念が尊重されるというのであれば、例えば、この三つ目のところ、最後の二つ目の行で、例えば、「バランスよく一体的に推進することで持続可能で、誰もが暮らしやすく」など、持続可能という言葉をしっかりに入れていただいて、開発目標の11番について、サステナブルシティについてしっかりと意識しているということを、はっきりと書かれたほうがいいのではないかと思います。ご提案です。

○会長

事務局はいかがでしょうか。

○事務局

今のご指摘の趣旨を踏まえ、文章を精査させていただきたいと思います。

○委員

4ページの案2の文言に関してですが、「誇りと愛着を持って」の「誇り」というのは、何に対しての誇りなのか、少し分かりにくかったです。下の丸の最後、4個目の「誇らしい居場所」というのはイメージが分かるのですが、「誇りと愛着を持って暮らせるまち」というのが、ふわっとしたイメージで、案1の言葉に比べると分かりにくいかなという印象を受けました。

○事務局

今、ご指摘のキャッチフレーズについて、少し分かりづらいとのご意見をいただきました。本日の資料としてはお示ししておりませんが、現基本構想のキャッチフレーズの下の記事では、「私たちはこのまちを私たちのふるさととして愛し、誇りとして共に力を合わせていく」とあり、誇りと愛着の部分、こちらについては、ずっと北区が大切にしてきた部分としてフレーズを使わせていただいたところです。

キャッチフレーズだけではなかなか伝わりづらいとのご意見をいただきましたので、また検討させていただきたいと思います。

○会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。

○委員

私だけでしたら、申し訳ないのですが、4ページの案2の最後の文です。ほかのページの文ではなかなか見られませんが、「笑顔の花が咲く」という文言が少し気になりました。ここだけ、ほかの文章と比べて、少し変かなと思ってしまったのですが、何か経緯があれば教えていただければと思います。

○事務局

先ほど、キャッチフレーズの「笑顔」と「みどり」のところでも申し上げましたとおり、区民のワークショップ、特に中学生のアンケートやワークショップ、小学生のワークショップで、「笑顔」というワードについては数多くいただきました。

その中で、この笑顔の花が咲くという、柔らかい表現を最終的に持ってきた事務局案を出させていただいたということが経緯です。

○会長

よろしいですか。

案の1、案の2について、こちらがいい、あるいは、こちらはどうかということも踏まえて、まだまだご意見をいただければと思っております。

最後にもう一度振り返らせていただきたいと思いますが、今のところでご意見等がないようですので、次に移らせていただきたいと思います。

続いて、5ページから10ページの(5)将来像を実現するための基本目標についてご意見やご質問があればお願いできればと思います。

また、ここの表記は、先ほどご説明いただきましたように、分野別の20年後の望ましい姿を達成するための考え方の記載があるため、それぞれの20年後の望ましい姿についても、あわせて、ご意見やご質問があれば頂戴できればと思っております。

よろしく願いいたします。

○委員

5ページの案1、案2、どちらを読んでも、平和というものをなかなか連想するのは難しいと思いました。もちろんイメージとしては、「いいまち」というのはイメージがつきますが、20年後は、第二次世界大戦が終わってちょうど100年たつとか、そういう時期だと思います。そして、実際に戦争とかを経験した人たちが本当に少なくなっていくときに、忘れてはいけない大切な部分ではないかと思いました。

○事務局

今、ご指摘をいただいた5ページの案1、案2について、「平和」についてなかなかイメージがしづらいという点のご指摘だったと思います。

こちらの目標については、その下の人権・多文化共生・男女共同参画から始まる地域

振興、この6ページ目以降の産業・地域文化・観光について全て盛り込んだ概要文ということで考えておりました、少し見えづらいといったところ、ご指摘をいただきましたので、検討はさせていただきたいと思っておりますが、先ほど申し上げましたように、13ページの理念の部分でございます。

13ページの一番上の「平和と人権・多様性を尊重するまちづくり」、こちらについて、平和というのは、基本構想の将来像、目標、区政運営においても、全てを貫く考え方、こういったところで定義もさせていただいておりますので、こちらも踏まえて、修正等を検討させていただきたいと思っております。

○会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

5ページから10ページにかけては、「躍動」でも案1、案2という形で、また、7ページの「輝き」でも案1、案2、そして、9ページ「創出」でも案1、案2ということでご提案をいただいております。どちらが好ましいのかということもご意見をいただければと思います。

○委員

6ページの観光・シティプロモーションの「人と人の交流の輪をさらに広げ、魅力の発信」という中で、これをさらに広げ、オーバーな表現になるかも分かりませんが、「海外の魅力」というのも加えたらどうかと。北区だけじゃなくて、北区を海外に知ってもらえるのもいいかと思っております。

○事務局

こちら表現について、精査させていただきたいと思っております。

○会長

もし、今の段階でご意見等なければ、次に進めさせていただきまして、また最後にもう一回振り返らせていただきたいと思います。

続きまして、11ページから12ページの(6)区政運営、13ページの基本構想の全体像ということで、こちらについてのご意見、ご質問等をいただければと思います。

○委員

13ページに関してですが、私、色覚異常がありまして、緑系の色覚異常者は結構多いのですが、重なってすごく字が読みづらいので、もし可能でしたら変更していただければと思っておりました。

○事務局

見えづらい部分については、そういったところも修正して、最終的な中間まとめを作成させていただきたいと思っております。

○委員

11 ページ目の「未来につなぐ持続可能な行財政運営」のところですが、ずっと読んでいて、頭にふっと浮かんだのが、古い施設や、老朽化していく建物に関して、触れられていないことに疑問・違和感を覚えました。

○事務局

今のご指摘のところですが、箇条書の二つ目のところです。公共施設をはじめとする区が保有する財産の管理運営及び活用にあたって、ファシリティーマネジメントとして、公共施設をポイントに、経営改革を意識した文章として作成させていただきましたので、公共施設については、ここで見るができることと事務局では考えております。

○委員

11 ページの今おっしゃられた公共施設のところですが、前とも関連しますが、この2行目、「長期的な人口構造の変化も見据えて」と述べられておりまして、非常に重要な視点だと思っています。最初の2 ページのところでは人口に触れられていますが、人口構造については触れられていない。ですので、やはり2 ページで、人口構造の変化についても触れられておくべきなのではないかと思えます。

私見ですが、人口は確かに変わらないとしても、構造はやはり大きく変わっていきますので、そのことを触れないで、言及されるというのは、何となく不自然かと思えます。整合性を取っていただきたいなと思っております。

○事務局

今、ご指摘いただきました11 ページ②の二つ目の箇条書の「人口構造の変化」と、2 ページ目でございます「人口の見通し」について、整合性をとったご指摘と思えますので、精査させていただきたいと思えます。

○事務局

補足ですが、今回の基本構想は20年スパンで考えていますが、実際にファシリティーマネジメントや、公共施設の管理の考え方は、80年、100年スパンとなります。時間軸が異なる部分をどのように捉えるか、なかなか難しいところがありますので、慎重に検討させていただければと思います。

○会長

前のところも踏まえて、もしご意見等があれば、よろしくお願いたします。

○委員

11 ページ目の(6)①の一つ目の箇条書のところで、「区民、北区にかかわる人、団体、事業者」とありますが、先ほど、P2の(2)の①の定義のところで「区民」の定義がされています。この場合の区民の定義は、住民とそれ以外に働く人等々含んでいますので、ここで区民が出てきてしまうと定義が矛盾してしまうなと思えます。この辺

りちょっと統一していただければと思います。

○事務局

厳密に申し上げますと、11ページの冒頭の文章、「地域課題の解決やまちの活性化のため」のところは、「区民」だけでも問題ないかとも思いますが、分かりづらい部分もあり、あえて、このように区民と、北区に関わる人として、働き、学び、憩い、活動する人をイメージし、同じ意味合いで文章化しています。ご指摘をいただきましたので、また検討させていただきたいと思います。

○委員

まず1点目、4ページの案1の二つ目「また、人やまちの多様につながる」の2行目のところですね。「新たな価値が生み出され、まちは活気やにぎわいにあふれています」とあります。ここで言っている新たな価値が生み出されというのは、どちらかというところと「人」とか「もの」とか、あるいは、これからの社会資源の在り方のような価値を指しているのでしょうか。一方で、個人の尊厳とか、その辺りも含まれるのでしょうか。

3ページのところに、「人権」、「多様性の尊重」があり、重なっていますので、もう少し分かりやすくしたほうがいいのか、少し気になったところです。

2点目、5ページ目の一番上の案1と案2は、私は案1のほうが良いと思いました。理由は簡単で、にぎわいという言葉は、ほかにはないからです。彩りというのはほかにもありますが。

それから、3点目、キャッチコピーのところですが、7ページに案1と案2がありますが、ここは案1の、「世代を超えてともに成長し」、案2の「自分らしく輝き、健やかに過ごせるまち」というように、案2の一言を持ってきてはどうか、という感じがしました。

7ページ目の学校教育のところは少し難しいのですが、1行目の後半の「個別最適な学び」というのは、何を意味しているか気になりました。この表現が学校教育の中で今使われている言葉なのか、ご確認いただければと思います。

それから、9ページ目、「創出」のところですが、私は案1のほうが良いという感じがしました。

そして、最後、11ページ目ですが、②の二つ目で「費用対効果」という言葉が出てきます。先ほど、事務局からご説明がありましたが、もしここを残すのであれば、この費用対効果の理解が20年後から30年後、どのように捉えられるのかということ、どちらかというところとニーズと費用対効果の相克といますか、対立の場合もあります。ここは外し、管理運営及び活用にあたって、長期的な人口構造の変化につなげていくという手もあるかな、という感じがしました。

○会長

いろいろご指摘をいただきました。事務局から、もしあれば、お願いいたします。

○事務局

順次お答えさせていただきたいと思います。

まず、4ページ目の案1の箇条書の二つ目「新たな価値」についてです。先ほど少し説明をさせていただきましたが、産業や観光といったところをイメージしています。都市機能、ハード的なものは、なかなか全体で示せていませんが、そこを含めた上で、と考えているところです。

ここは、「人」と「まち」ということで、人だけの話ではなく、まち全体がにぎわいと活気にあふれているといったところを考えておりますので、そこも含んだ考えで作成をしています。

また、5ページ目のにぎわいは、案1のほうがよいというご意見をいただきました。

7ページ目の案1と案2について、この概要文について、合算したほうがいいのではないかというご意見もいただきましたので、検討をさせていただきたいと思います。

続いて、7ページ目の学校教育の部分の一つ目の行の「個別最適な学び」という表現についてご指摘をいただきました。

今、北区で取り組んでいる、学力に応じた学力パワーアップ事業や特別支援、いじめ、不登校、また、インクルーシブ教育など、「その人個人に合った最適な学び」を示した考え方もとに作成をさせていただいたところです。

また、9ページについては、案1がよいというご意見をいただきました。

最後に11ページの費用対効果のところ、11ページの②の二つ目の箇条書です。

先ほど少し説明をさせていただきましたが、新公会計制度とあって、設備の更新、統廃合によるトータルコストも踏まえた判断、そういったところと公共施設とつなぎ合わせて、費用対効果も示させていただいているところですが、いただいた趣旨を踏まえ、修正等について、検討させていただきたいと思います。

○委員

3ページ、基本構想の理念の②、「区民による主体的なまちづくり」の一つ目のところですが、「北区の個性」とあります。私たちのように会議を重ねている人は、わかるかもしれませんが、個性とは、という気がいたしました。

特有の性質など言い換える、もしくは、後ろの言葉の「地域固有の資源や性質を活かし」など、「個性」というとぼやっとしてしまうような印象を持ちましたので、ご検討いただければと思います。

○事務局

北区の個性は様々あるかと思いますが、交通の利便、生活の利便、また東京23区にあるにもかかわらず自然が多いところ、商店街が多いところ、その後の「地域固有の資源」については、人材も含め、歴史や文化といったところも含めて考えており、その後の「北区らしい魅力的な」という文章につなげているところがございます。「個性」について分かりづらいというご指摘もいただきましたので、趣旨を踏まえまして、再考していきたいと考えております。

○事務局

補足させていただきます。

北区の個性は、お話をさせていただいたとおり、様々だと思っています。受け取り手によって、どこを伸ばしていくかという、幅の広さというところもあると思います。区民の皆さんが主体的にまちづくりに関わる際に、様々な切り口で展開されていくというところもあると思うので、そういった意味では、限定をせず、区民の皆さんそれぞれがイメージする北区の個性、そういった思いもあると思っています。

事務局でいただいたご意見を含めて、検討させていただきたいと思います。

○委員

11ページですが、②の「未来につなぐ持続可能な行財政運営」の三つ目、「区民に最も身近な基礎自治体としての」とありますが、基礎自治体という単語が少し硬いのではないかという気がします。最も身近なというところで、十分表現されているという気がします。いかがでしょうか。

○事務局

普通の市町村と特別区の権能は実は違うものです。例えば、特別区の場合は、普通の一般の市町村が持っている、固定資産税は、東京都の財源で、北区で徴収しておらず、区の独自財源ともなっておりません。

ほかの自治体は、固定資産税を自分の市で取っているので、財源として使うことができます。このほかにも例えば、水道や消防も特別区はそれぞれの区では持っておらず、東京都の権能でやっています。

これは、特別区、23区が首都圏の中にあって、人口も多い特殊な自治体であることに加えて、一体性を確保するという観点から東京都が一括管理するほうが良いと考えられているからですが、都区のあり方の検討などを行ってきている中で、ようやく最近、少しずつ変わってきているもので、児童相談所が最近区で運営できるようになってことも、この一環です。

我々からすると、他の市町村と同じ権能を東京都から、ある意味、ようやく勝ち取ってきた、と思っておきまして、そういった思いも込めて、ほかの市町村と同じような権能である「基礎自治体」になっていきたいと、そういったところでこのような表現をずっと使わせていただいています。この辺り、ご指摘いただいたとおり、このような説明がないと分かりにくいところがありますが、ただ我々の思いとしては、そういうところもあるとご理解いただければと思っています。

○委員

2点ありまして、1点は質問ですが、前回1999年に基本構想を策定したときに、最後に「美しいふるさと北区」とありまして、基本計画2020の中でも何ヶ所か、「ふるさと北区」という言葉が入っていて、私は個人的にすごくいい言葉だと、穏やかで住み続けたい、一生ここで住んで子どもを産んで暮らしたいまちだなというイメージがあって好きですが、この基本構想中間まとめの中には、一度も「ふるさと」という言

葉が出てきません。あえて外して、流動的に「まち」という言葉にこだわったのかなと思って、その辺りの言葉を選んだ経緯、思いがあれば教えていただきたいなと思います。

それから、もう一点、7ページの子ども・家庭、真ん中のあたりにありますが、これは前のときから続いていますけど、最初に子どもの権利を尊重し、から入って、子育て、家庭のサポートと続いています。20年後の望ましい姿の修正案のところでは、分かりやすく二つに分かれたのはいいのですが、先に子育てニーズに対応できるという言葉があって、その後に、子どもがいきいきと活動できる環境がとなっているので、すごく細かいですが、やはり子どもファーストかなというイメージを持っていますので、ここはもし変えられるなら、逆のほうがいちいろとそろっていいのかなと、個人的に思いました。

○事務局

ふるさと北区の中に含まれている言葉の中というのが、多くは北区に愛着を持ったり、北区に誇りを持ったりといった、そういった意味合いがすごく強いのかなというところを感じておりますので、「ふるさと」という言葉は使ってはおりませんが、その誇りと愛着、そして、主体的にまちに関わりたいと思うシビックプライドの考え方、そういったものについては、言い方が変わっているものの、踏襲はしていると認識はしているところです。

また、先ほどご指摘いただいた子ども・家庭分野の20年後の望ましい姿の(2)については、保護者目線の子育て環境よりも、子どもがいきいきと活動できる環境の整備のほうが先に来るべきではないかというご指摘をいただきましたので、検討させていただきたいと思います。

○委員

それぞれ案1、案2がありまして、概要文があります。そこはセットと考えて読ませていただきました。

まず、4ページですが、案1、案2にも、一つ目の概要文で、かなり「豊かな自然」、「自然環境を」というところが出ていますが、案1で「自然環境」とか、「豊かな自然」につながる部分というのは、「誰もが住みよい」というところに代表されているのかどうか。もし代表されているのであれば、それは恐らく「創出」につながりますが、後半が5ページの「躍動」のところの文言と一緒にしているので、4ページの案1の三つ目の2行目では「自分らしく輝き、彩り豊かにいきいき」となっていますので、「誰もが住みよい、自分らしく輝き、彩り豊かに躍動するまちにします」とすると、「創出」「輝き」そして「躍動」ということで、ちょうど三つのバランスが取れるのではないかと思いつながら、案1を読ませていただきました。

次に、5ページ目ですが、それぞれの案と概要文と、文章としての適応性を見ていましたが、まず、もし案1にするのであれば、文章が「新たな価値が生み出され、にぎわいにあふれたまちを目指します」となっていますので、「にぎわいのある」より、「にぎわいにあふれた」としたほうが適合するのかなと思いました。

案2ですと、概要文を読みますと、「にぎわい」と「彩り」が並立していますが、キ

ヤッチフレーズとしては、にぎわいを含め、「織りなす」「彩り豊かな」ということで、「にぎわい」と「彩り」を、どのような位置づけで言葉を使い分けているのかと思いました。

次に、7ページ目ですが、「輝き」の部分では、案1ですと、概要文で「自分らしくいきいき」という言葉があり、案2のほうにも「自分らしく」はありますので、案1もキャッチフレーズに「自分らしく」があったほうが、「輝き」のセッションのキャッチフレーズになるのかと思いました。

案2ですと、最後に「ともに幸せを感じるまち」とありますが、最初に説明をいただいた対照表のところで、「豊かで幸せを感じながら生活をおくることができる」という文章の、あえて「幸せを感じる」というところを削除していますが、整合性を考えますと、「豊かさを感じる」でもいいのかなと、思いながら読ませていただきました。

9ページの「創出」のところで、案1も案2も、それぞれ「人と自然が調和」とか、「人と自然が共生」ということで、かなり強調されていますが、概要文では、「みどり豊かでうるおいのある」というのはありますが、「人と自然との共生」、「調和」というところが読み取れないのかなということで、もう少し概要文のところに説明を加えると分かりやすくなるのかなと思いました。

○事務局

まず、4ページの案1についてです。こちらの「住みやすさ」を感じるころですが、一つ目の箇条書の「恵まれた水辺とみどり、自然環境を活かし、うるおいとやすらぎを享受できる快適な空間を創り出すこと」ここで住みやすさにつながるイメージで文章は作成させていただいています。

ただ、いただいたご意見の中ですと、三つ目のコミュニティの土壌としてのところに住みやすさというところを定義づけたほうが後段につながるのではないかというご指摘をいただいたかと思しますので、精査はさせていただきたいと思っております。

また、次が5ページの案1について、概要文のところでございます。「にぎわいにあふれた」のころの文章表現についてご指摘をいただいたかと思しますので、また精査をさせていただきたいと思します。

また、案2の「彩り」と「にぎわい」の定義づけといったところがございます。そこもご指摘をいただきました。「彩り」については、主に多様性をイメージしているところがございますして、性の在り方、外国人、高齢者、障害者をイメージしております。

「にぎわい」については、産業や観光分野の政策をイメージして、定義させていただいたところでは。

次の7ページでご指摘の、案1と案2について、案1に「自分らしく」という表現があったほうがよいのではないかとご指摘をいただいたところがございます。精査をさせていただきたいと思します。

また、案2については、「ともに幸せを感じるまち」について、先ほど20年後の望ましい姿の「高齢・介護分野」の20年後の望ましい姿における高齢者対策についての「幸せ」について、一つの施策でしたので、言葉を削除したところですが、ここでは、「輝き」全般の「基本目標」に幸せを記載したところですが、幸せについては、この輝

き分野だけではないというご指摘はごもっともと感じておりますので、修正をさせていただきたいと考えております。

また、9ページにあります案1と案2について、「人と自然が調和する」といった案をキャッチフレーズで出ささせていただいておりますが、概要文では、なかなかイメージしづらいといったご指摘もいただいたと思っておりますので、ここについても調整をしていきたいと思っております。

○委員

4ページの案1ですが、「誰もが住みよい」の中に、「水辺、みどり、自然環境などによるうるおいで住みやすい」という意味合いがあるとすると、これは「創出」のところに出てくる部分であると思っております。

「彩り豊かに躍動する」というのは、どう見ても5ページの「躍動」に直結していますので、「誰もが住みよい」と、「彩り豊かに」の間に、「自分らしく輝き」という、要は「輝き」のところに出てくるキーワードを入れると、ちょうど「創出、輝き、躍動」のそれぞれが出てきてバランスが取れるのではないかなということで意見をお話させていただきました。

あと、少し細かいのですが、もう一点だけ。5ページの案2ですが、私の聞き方がまずかったかもしれないのですが、概要文で「にぎわい」と「彩り」を並列に扱っていると思っております。案2のキャッチフレーズのところは、「彩り」が結論であって、「にぎわい」というのは「織りなすもの」の一つとして扱われていますので、概要文とキャッチフレーズの表現のバランスが、気になったということでコメントをさせていただきました。4ページ、5ページに関しましては、うまく伝わっていませんので、もう一度コメントさせていただきました。

○事務局

いただいた趣旨を踏まえまして、また修正、調整をさせていただきたいと思っております。

○会長

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

○委員

6ページの観光とシティプロモーションの三つ目、「シビックプライド」という横文字が入っているのですが、できれば日本語のほうがいいのかなという感じがしています。

○事務局

表記について、また検討させていただきたいと思っております。

○会長

ありがとうございます。

今、中間とりまとめにつきましては、まだまだご意見等あるかと考えておりますが、

これからまたご意見を改めていただく機会が設けられるということのようでございます。時間の関係もございますので、議事を進めさせていただければと思っております。

次の「その他」について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

その他について、説明をさせていただきます。

まず、次回のスケジュールでございますが、6月20日（月）18時30分から、こちらの会場で第4回の審議会全体会を開催させていただきます。

開催通知は、その他の資料とともに、メールと郵送にて、おおむね全体会開催日の1週間前に送付をさせていただきたいと思っております。

次回の主な内容についてですが、本日いただいたご意見、また、後日いただくご意見も踏まえまして、修正した中間まとめ（案）をお示しさせていただきたいと思っております。

中間まとめ（案）について、後日ご意見をいただける場合は、6月2日（木）までに、本日、席上配付させていただきました「中間まとめ（案）など意見」にて、意見提出をお願いさせていただきたいと思っております。

こちらのフォーマットについては、今日、夕方4時半頃、会議前に皆さんへメール送付させていただいておりますので、そちらのフォーマットを活用いただきまして、ご意見をいただければと思っております。

フォーマットは、細かく項目で分けておりますが、全て埋めていただく必要はございません。後日、意見があるということであれば、1項目だけでも構いません。ご意見をいただければと思っております。

また、部会でも申し上げましたように、中間まとめは基本構想の案の案という位置づけでございます。基本構想の案は来年の2月に審議会から答申をいただき、答申に基づきまして、事務局でまた作成をさせていただきたいと考えております。

6月の審議会でもご説明をさせていただきますが、6月の次は、9月に審議会を開催させていただきます。

審議会を開催しない7月から8月にかけては、中間まとめについて、区民の皆さんや区内の団体への説明会を実施するとともに、パブリックコメントで意見を募らせていただく予定でございます。

9月の審議会では、説明会やパブリックコメントで寄せられた意見を中心にご報告をさせていただきたいと思っております。

また、10月以降については、部会に分かれていただき、基本計画の施策のあり方についてご議論いただく予定でございます。

その他について、事務局からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○会長

本日は中間まとめ（案）、非常に分量の濃い、また、いろいろな議論もいただきまして、本当に充実した審議会だったのではないかと思います。それでは、これで第3回基本構想審議会を終了いたします。

皆さん、どうぞ次回もよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。